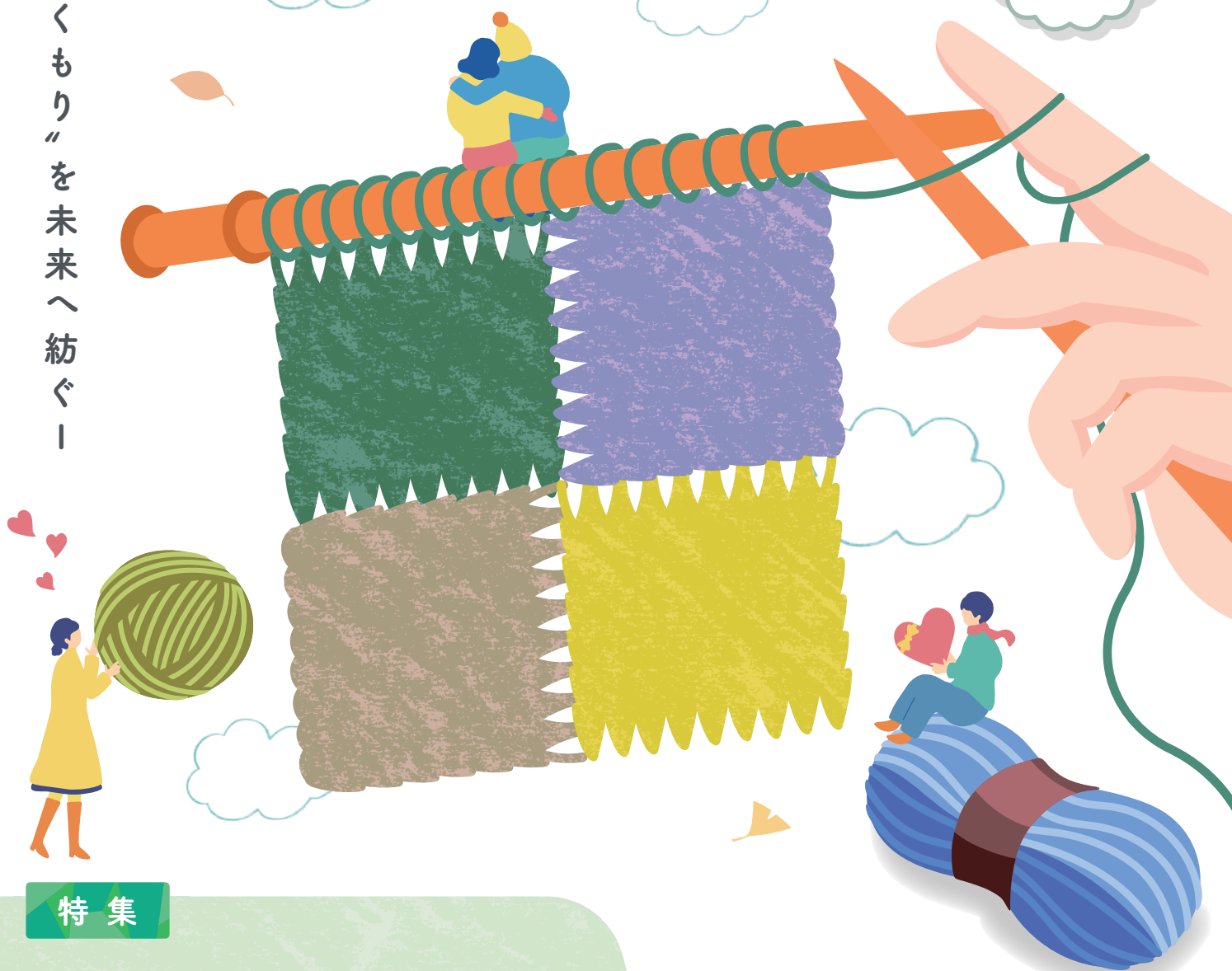


福岡県人権啓発情報センター ヒューマン アルカディア

2024
ふゆ
vol. 97

“ぬくもり”を未来へ紡ぐー



特集

第58回特別展

「きこえていますか？ 一子どもの権利と意見表明ー」の開催に寄せて

ヒューマン・アルカディア「ふゆ」号では、第58回特別展「きこえていますか？ 一子どもの権利と意見表明ー」の開催に寄せて認定NPO法人チャイルドライン「もしもしキモチ」専務理事 三宅 玲子さんから「子どもの声に耳を傾けて」について、筑紫女学園大学准教授 大西 良さんから「こどもの権利条約への批准とこども基本法制定の背景について」を寄稿いただきました。我が国が「子どもの権利条約」を批准して30年。こども基本法の制定なども踏まえ、子どもの権利とりわけ子どもの意見表明について考えます。

寄稿

「子どもの声に耳を傾けて」

認定NPO法人チャイルドライン「もしもしキモチ」専務理事 み や け れ い こ 三宅 玲子さん

寄稿

こどもの権利条約への批准と
こども基本法制定の背景について

筑紫女学園大学 准教授 お お に し り ょ う 大西 良さん

第58回特別展

きこえていますか？

— 子どもの権利と意見表明 —

きこえていますか？ —子どもの権利と意見表明—

1989年11月に国連総会において子どもの権利条約が採択されました。この条約の理念を踏まえ2023年4月に施行された「こども基本法」では、子どもの声(意見)をききながら、当事者目線に立った施策を進めていくことが目指されています。

では「子どもの声をきく」には、具体的にどうすればよいのでしょうか。

今回の特別展にあたり、わたしたちは「子どもの声をきく」ことの「はじめの一步」として、子どもの権利についてのアンケート調査とワークショップを実施しました。その中で小中学生、高校生の皆さんから日頃感じている気持ちや考えをたくさん「きく」ことができました。

本特別展で、その思いにふれることで、「子どもの声をきく」ことの意味を考えるきっかけになると思っています。

会期

2024年 12月7日(土) ~ 2025年 3月23日(日)

9:00~17:00 (休館日は第4月曜を除く月曜日、月曜日が祝日の場合は翌日、ただし、年末年始の休館日は12月28日~1月4日)

会場

福岡県人権啓発情報センター

春日市原町三丁目1番7号 クローバープラザ7階 特別展示室

入場料

大人200円/高校・大学生100円

(中学生以下、65歳以上、身体障害者手帳等をお持ちの方は無料)

主催

福岡県、(公財)福岡県人権啓発情報センター

後援

福岡県教育委員会、福岡県人権啓発活動ネットワーク協議会

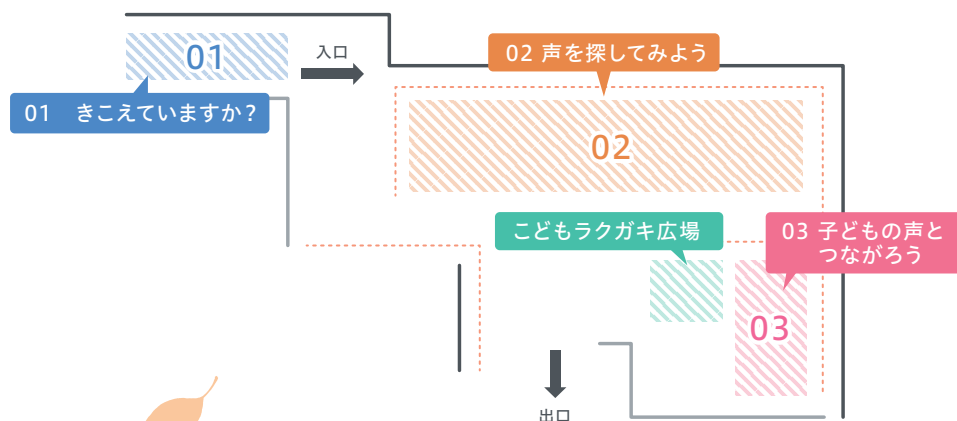
企画協力

本特別展の開催にあたりましては、次の皆さんにご協力いただきました。

- | | | | |
|-----------|----------------------------------|-----------|-------------------------------|
| ■ 三宅 玲子さん | 認定NPO法人チャイルドライン
「もしもしキモチ」専務理事 | ■ 芝山 次郎さん | アートディレクター
(シーグレイブデザイン合同会社) |
| ■ 大西 良さん | 筑紫女学園大学 准教授 | ■ 筑紫女学園大学 | 学生の皆さん |

※本特別展は、筑紫女学園大学と福岡県人権啓発情報センターとの連携事業です。

●会場展示レイアウト(展示構成)



「子どもの声に耳を傾けて」



・ 認定NPO法人チャイルドライン
「もしもしキモチ」専務理事
・ NPO法人子どもとメディア常務理事
・ 子どもとメディアインストラクター

みやけ れいこ
三宅 玲子さん

認定NPO法人チャイルドライン「もしもしキモチ」専務理事
NPO法人子どもとメディア常務理事、子どもとメディアインストラクターとして、福岡県内の学校、特別支援学校、PTAなどを中心に啓発活動を行っています。
“であい・かたり・つながろう”をキーワードに子ども分野のネットワークづくりにも取り組んでいます。

「はい、チャイルドラインです」。午後4時、受話器に向かう受け手さんの顔に一瞬緊張が走ります。

チャイルドラインは18歳までの子どものための電話です。チャイルドライン支援センター(東京)を中心に、全国69の市民団体が連携し、チャイルドライン支援議員連盟の応援も受けながら、全国共通のフリーダイヤルで子どもの声に耳を傾けています。

チャイルドライン「もしもしキモチ」は、福岡市を拠点として活動を始めました。「子どもの権利条約」の理念、子どもは権利の主体である事を基本姿勢に置き、時代の変化とともに電話、メール、オンラインチャットとツールを広げながら、子どもとのやりとりを重ね23年目を迎えます。発足当時、20年後にはチャイルドラインのない世界を願っていましたが、その実現にはまだまだ時間がかかりそうです。

1 気になる子どもの口癖

今、子どもの口癖で気になるのが、「どうせ」という言葉です。「どうせ〜でしょ」という言い方に、子どもの諦めの気持ちを感じます。何かを伝えようとする前に、「どうせ聞いてもらえない」「どうせ判ってもらえない」と諦めているのです。子どもが親や先生に向かって「ねえ」と話しかけた時に、ちゃんとふりむき、顔を合わせて話を聞いてくれる、そんなゆとりのあるおとなが少なく感じます。

私は、チャイルドラインをはじめ、子どもに関わる複数のNPO活動に関っていますが、そこから見える子どもの姿は、マスコミをにぎわせている子どもの事件とどこか重なって見えてきます。「あるがままの自分」を

出せない、危うい「仲間関係」の中に身を置きながら「この居場所」がなく苦しんでいる子ども。私が子育てをした40年前とは比較にならない、地域のつながりも薄れた中で、子どもの育つ社会環境は大きく変化しています。なかでも、メディア環境の変化は、子どものからだところの育ちに大きな影響を及ぼしています。コミュニケーションのスタートと言われる授乳時からそれは始まっているのです。いま、子ども時代を“子どもの時間”を十分に満喫し、育っていくことが厳しい時代なのかもしれません。

チャイルドライン支援センターが毎年発行しているAnnual Report2024「おとなにいいこと」の中に、こんな声が紹介されています。

＊もっと、居場所をください。学校で苦しんでいる人はたくさんいると思います。相談室をもっといきやすい雰囲気にして欲しいです。年に何回か「個別面談」の日を作ったり、相談室前にポストを設置したりするのはどうでしょうか？どうか学校に居場所をください。つらいです。(小学生)

＊相談されたら何かしらやってほしい。見て見ぬふりとかちょっと注意して終わらせたりするのはやめてほしい。親は特に、子どもが最近元気ないとか、そういうことがあったらちゃんと聞いてほしい。気合で行けとか言って簡単に終わらせたり圧力かけたりしないでほしい。(中学生)

チャイルドラインに寄せられたこれらの声からは、おとなの物差しでしか物事を測れない、おとなに対する苛立ちが見え隠れします。

2 子どもが「大切にされている」と 思える安心感を

チャイルドラインは、「気持ちを聴く」ことを大切にしています。子どもが自己決定することを、自力で結論が出せるように寄り添い支えます。問題解決の主体は子どもであり、子ども自身がどうしたいかを考え、決めて行動することが、その子の持つ力を育むことに繋がると考えるからです。ですので、どんな些細なぐちゃぐちゃした話にも根気よく付き合います。そんなやりとりを通して「自分は大切にされている」という、これまでにない安心感を抱くようです。子どもの周りに、子どもの話をちゃんと聴ける人、受け止められる人、話せる場、そんな「居場所」がもっと必要です。

私たちは、子どもにチャイルドラインの存在を知ってもらいたいと、学校や連携するNPOなどを通じてフリーダイヤルの番号を記した名刺サイズのカードを配っています。裏面には、「ひみつはまもるよ」「どんなことも、いっしょに考える」「名まえは言わなくてもいい」「切りたいときは電話を切っていい」のメッセージが書かれています。福岡市内の公立小・中学校では、学校で1人1台支給されているタブレット端末を活用した「相談」(公的な機関と並んでチャイルドラインも紹介)の取り組みも始まっています。

3 おとなが身につけたい 「新しい子ども観」

2023年4月は、子ども自身、そして子どもの支援活動をしている私たちにとって記念すべき年になりました。「子ども家庭庁」が発足し「こども基本法」が施行され、「子どもの権利条約」の実現が国によって約束されたのですから、こんなに嬉しい事は有りません。基本理念に「子どもの意見の尊重」が謳われたこの2つの大きな動きは、子どもの声を直接聴き、気持ちを受け止め、時には代弁者となる「子どもの意見表明権」にスポットを当てた子どもアドボカシーの

重要性を物語っています。

今年は、日本が「子どもの権利条約」を批准した1994年から30年を迎えます。しかし、子どもは「権利の主体」であるという子ども観が、おとなはもちろん当事者である子どもにもまだまだ認知されていません。昨年開いた子どもの権利に関する学習会で、「関心のない人に関心をもってもらうには、周りの人に抵抗感を持たれないような伝え方をすることが大切」という講師の言葉を聞きました。

どんな些細な事にも耳を傾け、共感する。そして子どもとの約束は必ず守る。「子どものことは、子どもに聞く」という「新しい子ども観」を身につける。これは子どもの声を社会に届ける私たちの役割です。

こんな時代だからこそ子どもたちに、話せる「誰か」がいる安心感を届けていきたいと思います。

18歳までのチャイルドライン

なんとなく誰かと話したいとき
困っているとき、悩んでいるとき、悲しいとき
かけてみてください お説教はしません
あなたの気持ちを大切に
どんなことでも
一緒にかんがえます

■フリーダイヤル: 0120-99-7777

毎日16時～21時(12月29日～1月3日休止)

チャットでもつながれます

チャイルドラインの4つのやくそく

- ヒミツは守るよ
- どんなことも一緒に考える
- 名まえは言わなくていい
- きりたいときには、でんわをきっていい

問い合わせ: 認定特定非営利活動法人 チャイルドライン「もしもしキモチ」
TEL: 092-734-1540(事務局)

こどもの権利条約への批准と こども基本法制定の背景について



・筑紫女学園大学
人間科学部人間科学科
心理・社会福祉専攻
専門：社会福祉学 准教授

おおにし りょう

大西 良さん

数年前より、地域の方々や大学生と共に「こども食堂」や「ママカフェ」などの活動を通じて、こどもや女性の居場所づくりを行っています。また、公園での夜回りや「まちの保健室」の取り組みを通して、生きづらさを抱える若者たちの支援活動を行っています。

1 はじめに

今からおよそ35年前の1989年に、国連で「こどもの権利条約」が誕生しました。この条約は18歳未満を「こども」と定義し、世界中のすべてのこどもたちに、こども自らが権利の主体であることを約束しています。わが国は、この条約に1994年4月22日に批准し、158番目の締約国となっています。なお、2024年現在、この条約は196の国と地域で締結されており、世界で広く受け入れられている人権条約となっています。

当然のことながら、この条約を締結しただけでは、こどもの権利は守られません。こどもに関わるすべてのおとなが、Human Rights(生まれながらにして当たり前にもつ権利)としての「こどもの権利」の保障を実現すべく、あらゆる面から取り組む必要があります。また、こどもとおとなが協働し、社会をつくるパートナーとして人権が尊重される社会づくりを実行することが重要です。

「こどもの権利条約」の内容を“絵に描いた餅”にしないためにも、私たちおとなの姿勢や行動が問われていると思います。

それでは、「こどもの権利条約」にはどのようなことが具体的に記されているのでしょうか。この条約が成立するまでの経緯も含めて、以下に紹介したいと思います。

2 こどもの権利条約が成立するまでの歴史的経緯

世界の人々に大きな苦しみと悲しみをもたらした出来事があります。それは、二度にわたる世界大戦(世界的規模で多くの国々を巻き込んだ戦争)です。戦後まもなく世界大戦の反省から設立された国際連合(国連)において、1948年に採択された「世界人権宣言」は、すべての人が生まれながらに基本的人権をもっていることを、世界で初めて公式に認めた宣言となっています。

その後、1959年には国連総会において「児童の権利に関する宣言」が採択され、こどもの権利が国際文書として明文化されました。また1979年の「国際児童年」では、世界中の人がこどもの権利について考える機会となり、こどもの基本的人権を包括的に保障するための枠組みづくりが本格化しました。さらに「国際児童年」から10年後の1989年には、「児童の権利に関する条約」(通称「こどもの権利条約」)が国連総会において全会一致で採択され、世界中のすべてのこどもたちがもつ人権(こどもの権利)の保障を定める条約として成立しました。

3 こどもの権利条約について

今日、「こどもの権利条約」はこどものことを考えたり、行動したりするときのグローバルスタンダード(国際的基準)となっています。本条約は、こどもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、こどもを「ひとりの人間として人権(権利)をもつ者」、すなわち

「権利の主体」であるという考え方に大きく転換させました。本条約の特徴は、こどもを権利の主体と捉え、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている点です。さらにこどもの最善の利益を考えるという立場から、「生きる権利」、「発達する権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利を柱としています。表1に、この4つの権利の具体例を示します。

表1 こどもの権利条約の4つの権利

<生きる権利> 防げる病気などで命を奪われないこと。 病気やけがをしたら治療を受けられることなど。
<発達する権利> 教育を受け、休んだり遊んだりできること。 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができるなど。
<守られる権利> あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。 障がいのあるこどもや少数民族のこどもは特に守られることなど。
<参加する権利> 自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできることなど。

出典：日本ユニセフ協会ホームページより一部抜粋

そもそもこのような権利が示されたことの背景には、先に述べた世界大戦によって多くのこどもたちが戦争の犠牲になったことがあります。もう二度と戦争によってこどもの命や人権が奪われることはあってはならないという社会の風潮が大きな契機となったのです。

とりわけ、こどもの権利条約の原案を国連に提出したのはポーランド政府でした。この条約には、大戦中にユダヤ人孤児の救済や教育に尽くし、こどもたちと共に収容所で命を落としたヤヌシュ・コルチャック氏(1878—

1942)が唱えた「こどもの権利の尊重」が大きく反映されています。コルチャック氏は、「こどもは一人の人間として尊重される。こどもはおとなの所有物ではない。こどもは幸福になる権利を持っている。こどもの幸福なしにおとなの幸福はありえない」と述べています。

つぎに「こどもの権利条約」の基本的な考え方は、以下の4つで表されます(表2)。これらは、こどもの権利の実現を考える際に重要となる考え方、つまり「原則」であるとされています。これらの原則は、後述するわが国の「こども基本法」にも取り入れられています。

表2 「こどもの権利条約」が掲げる4つの原則

差別の禁止(差別のないこと) すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
こどもの最善の利益(こどもにとって最もよいこと) こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること) すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
こどもの意見の尊重(こどもがこどもに関わる事柄について意見を表し、それがおとなに考慮されること) こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

出典：日本ユニセフ協会ホームページより一部抜粋

4 こども基本法とは

こども基本法は、わが国のこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律として、2022(令和4)年6月に国会で法案が成立し、2023(令和5)年4月に施行されました。



こども基本法は、日本国憲法と「こどもの権利条約」の精神に則って、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることのできる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的にしています。同法では、こども施策の基本理念として、つぎの6つのことを掲げています。

- (1) すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- (2) すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- (3) 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- (4) すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- (5) 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- (6) 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

出典：こども家庭庁「すべてのこども・おとなに知ってほしいこども基本法とは？」
こども家庭庁のホームページに掲載されている「こども基本法パンフレット」を参照。

このように、こども基本法は、こどもの権利を守ることが目的とした法律ですが、なぜ今になって制定されることになったのでしょうか。

5 こども基本法制定の背景

こども基本法は「こどもの権利を守る法律」です。日本政府はこれまでも児童虐待防止対策や待機児童対策など、こども関連の施策に取り組み、一定の効果は見られましたが、今もなおこどもを取り巻く環境が良くなったとはいいいにくい状況にあります。その状況に追

い打ちをかけるように、コロナ禍の影響もあり、むしろ状況は深刻化しています。

こどもに関する法律は、「児童福祉法」「少年法」「教育基本法」などがすでに存在していますが、こどもを権利の主体とし、また権利を保障する総合的な法律は、これまで存在しませんでした。そこで日本政府は、こどもの利益を一番に考え、こども関連の取り組みを国の中心に据えることが重要だという認識から、2023(令和5)年4月に「こども基本法」が施行されました。

こども基本法の成立により、社会でこどもの権利が守られることは、こどものみならず、子育て世帯全体が暮らしやすい社会につながることを期待されます。

6 これからの社会に求められること

こどもは、家庭および学校等の育ち学ぶ施設、地域のあらゆる場面においておとなとの関係性のなかで生きています。おとなは、こどもを単なる保護の対象ではなく、権利の主体として認め、こども一人ひとりの発達段階に応じたコミュニケーションを図るなかで、こどもにとって最も良いことを発見し、それを実現することが大切です。こどもとの対等な立場でこどもの意見を尊重し、それに誠実に応えることの積み重ねが、おとなあるいは社会に求められています。

こどもが生まれながらに持つこどもの権利が保障され、こどもが心身ともに健やかに成長・発達することができる「こどもにやさしいまち」の未来に向かって進めていくことが、これから私たちが歩む道だと考えます。



館長コラム

2024人権週間テーマ 「わたしたちのことを、わたしたちぬきに決めないで」

「きく」ことの意味について考える

福岡県人権啓発情報センター 館長 谷口研二

「雨」はなぜ「アメ」というのか、「咲く」はなぜ「サク」で、「くしゃみ」はなぜ「クシャミ」なのか。語源を考えていくと思わぬことに気づくことがあります。

ある研修会で「きく」の語源を出し合った際、「き・く」の語源は「氣・來」。相手の「氣」が届き受けとめること」という説がありました。音・声だけではなく、「(花の)香りをきく」、「(酒の)味をきく」、「(板の)厚さにきいて釘を打つ」等々。共通するのは、相手(発信者)の氣(存在、エネルギー、特性)をありのままに受けとめたとき「氣來」が実現する、という考え方でした。

子どもが「心を閉ざしている」ように思えるときがあります。ずっと以前のことで、なんとかしたいと言う教員に、同僚が「心のドアには外に取っ手がついてないから、勝手に外からは入れない。心のドアは内側からしか開かない」、「その子はたぶん、ノックしている人がどんな人が想像しているのだろう。ドアの向こうにいる人たちの中に、『待つ』こと、『聴く』ことができる、信頼できるおとながいるのかどうか、考えているのではないか」と言ったことが印象的でした。

学生にこの話を紹介して、「待つ・聴く」とはとはどんなことだと思うかと問うと、「先回りしていかないこと」、「関心をもって適度な場所にいてくれること」、「相手が話したくなる聴き方ができること」、「言葉が足りないとき、言葉を探したり取り戻したりするのを手伝うこと」等の考えが出されました。

第58回特別展のテーマは「きこえていますか？—子どもの権利と意見表明—」です。

子どもの権利条約第12条「意見表明」の「意見」は、opinionsではなく viewsの訳語。内田塔子さん(東洋大学)は、「意見(vIEWS)は話し言葉や書き言葉だけでなく、遊び・身振り・表情・絵等の非言語的コミュニケーション形態も含む。年齢制限はない」、「子どもの意見を尊重するとは、おとなと子どもが相互尊重に基づく対話を積み重ねていくこと。対話のプロセスの先にこそ『子どもの最善の利益』の保障がある」(『人権のひろば』2024.9／概要)と言います。

「子どもだったときのことを忘れないおとな」として「きく」ための想像力を回復したいと思います。

同和問題教室

ヒューマン・アルカディアでは、同和問題について専任の講師がわかりやすく解説を行う同和問題教室を実施しています。

講師による講話と常設展示室の展示解説を通して、同和問題の歴史などを詳しく知ることができ、職場やPTAの研修等にもご活用いただけます。詳しくは当センターまでお問い合わせ下さい。



- JR鹿児島本線春日駅から90m
- 西鉄天神大牟田線春日原駅から720m



あなたの声をお聞かせください

ヒューマン・アルカディアに対する質問や要望などをお待ちしています。

TEL : 092-584-1271
FAX : 092-584-1273
E-mail : f-jinken@fukuoka.email.ne.jp

インターネットを使って施設のご案内などを行っています。
アクセスは、下のアドレスまで。

WEB <https://www.fukuokaken-jinken.or.jp/>

令和6年12月4日発行

公益財団法人

福岡県人権啓発情報センター

〒816-0804

春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ7階

●総務課／TEL : 092-584-1270

●事業課／TEL : 092-584-1271 FAX : 092-584-1273

